



羽咋市



介護予防・日常生活支援総合事業 について



本日の内容

- 1 羽咋市の実態
- 2 羽咋市が実施するサービス事業について
- 3 必要となる事務
- 4 質疑応答

1 羽咋市の実態

羽咋市の現状

- 要介護認定者数 1,565人 →9年後**1.2倍**
- 65歳以上高齢者うち、要介護(支援)認定者は、
19.2% (5人に1人) →9年後23% (4人に1人)
- 介護保険料1人月額5,700円(平均) →9年後**1.5倍**

現在(平成28年)	
人口	22,469人
65歳以上人口	8,143人
75歳以上人口	4,114人
要介護認定者	1,565人
保険給付費	24億円
介護保険料(月額)	5,700円



9年後(平成37年)	
人口	18,671人
65歳以上人口	7,929人
75歳以上人口	4,929人
要介護認定者	1,828人
保険給付費	35億円
介護保険料(月額)	8,600円

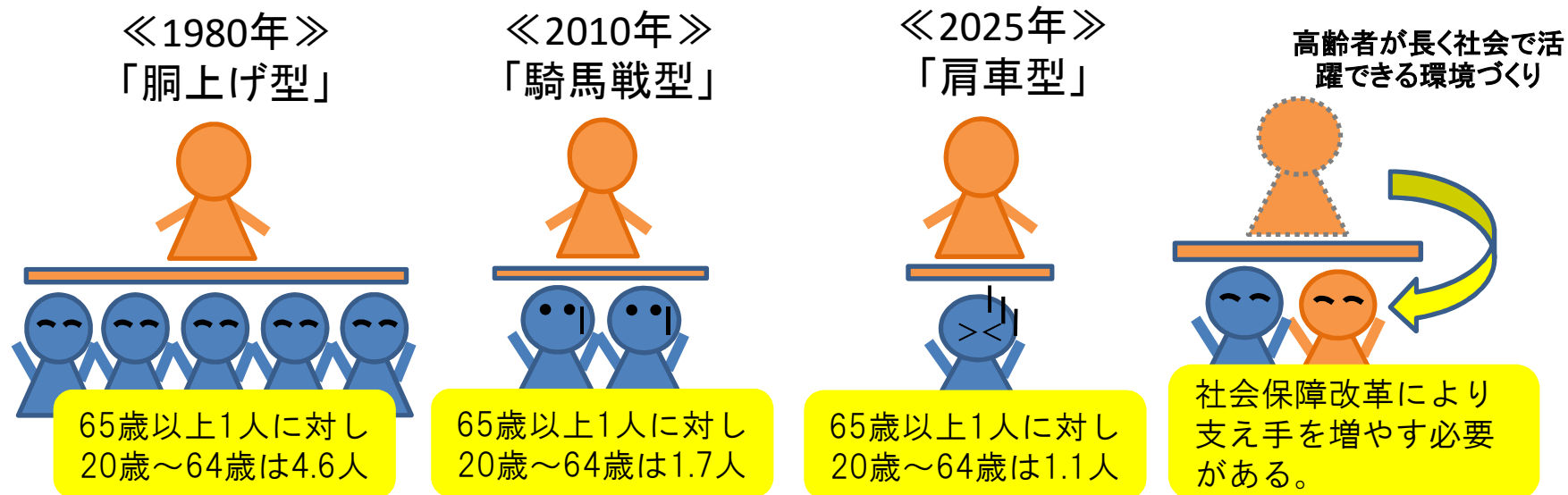
羽咋市の高齢化の見通しについて(国立社会保障・人口問題研究所の推計)

- ①65歳以上の高齢者は2,020年には8,180人となりピークを迎える予測。
- ②75歳以上の高齢者は2,030年に5,039人となりピークを迎えると予測。
- ③社会保障の担い手となる20歳～64歳人口は年々減少していき、2,040年には5,868人となり、2,010年(12,269人)の半分以下となると予測。

	1980年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
20歳～64歳人口(割合)	16,417人 57.0%	12,269人 53.3%	10,457人 48.4%	9,318人 46.2%	8,497人 45.5%	7,714人 45.0%	6,901人 44.3%	5,868人 41.8%
65歳以上高齢者人口(割合)	3,567人 12.4%	7,105人 30.8%	7,965人 36.9%	8,180人 40.5%	7,929人 42.5%	7,487人 43.7%	7,014人 45.1%	6,702人 47.8%
75歳以上高齢者人口(割合)	1,192人 4.1%	3,733人 16.2%	3,977人 18.4%	4,346人 21.5%	4,981人 26.7%	5,039人 29.4%	4,720人 30.3%	4,272人 30.5%
総数	28,784人	23,032人	21,589人	20,181人	18,671人	17,123人	15,565人	14,024人

「肩車型」社会へ

今後、急速に高齢化が進み、「1人の若者が1人以上の高齢者を支える」という厳しい社会が訪れることが予測されます。



地域包括ケアシステム


(背景)

平成37年に、団塊世代が75歳以上に 「2025年問題」

【参考】

65～74歳要介護(支援)認定率4.0%、75歳以上34% (平成27年度末)

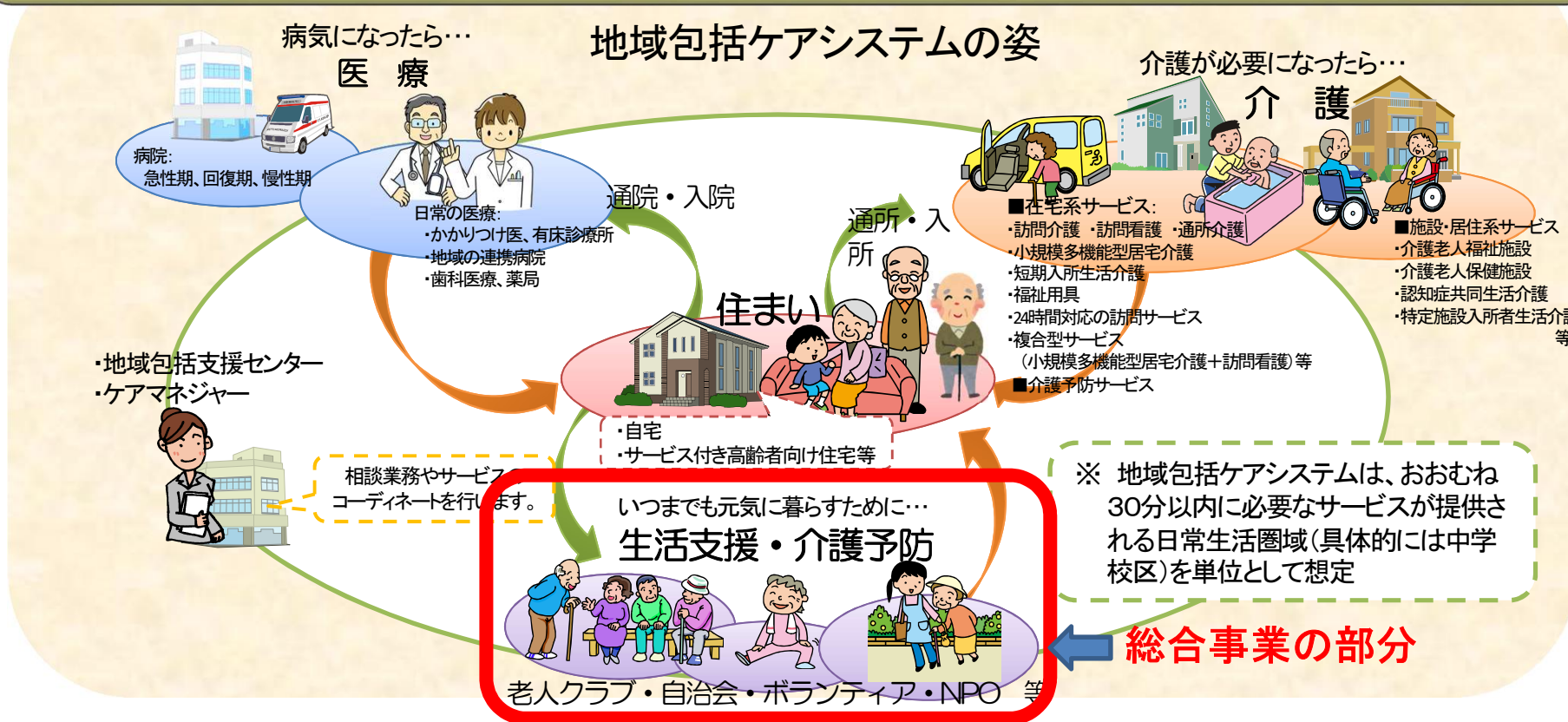
- 1人暮らし世帯・高齢者のみ世帯増加
- 生活支援ニーズ拡大
- サービス担い手不足
- 介護保険給付費増大
- 介護予防必要性高まり

 「地域包括ケアシステム」構築が重要課題に

- 介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域実情に合わせて「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」を一体的に提供する支援体制

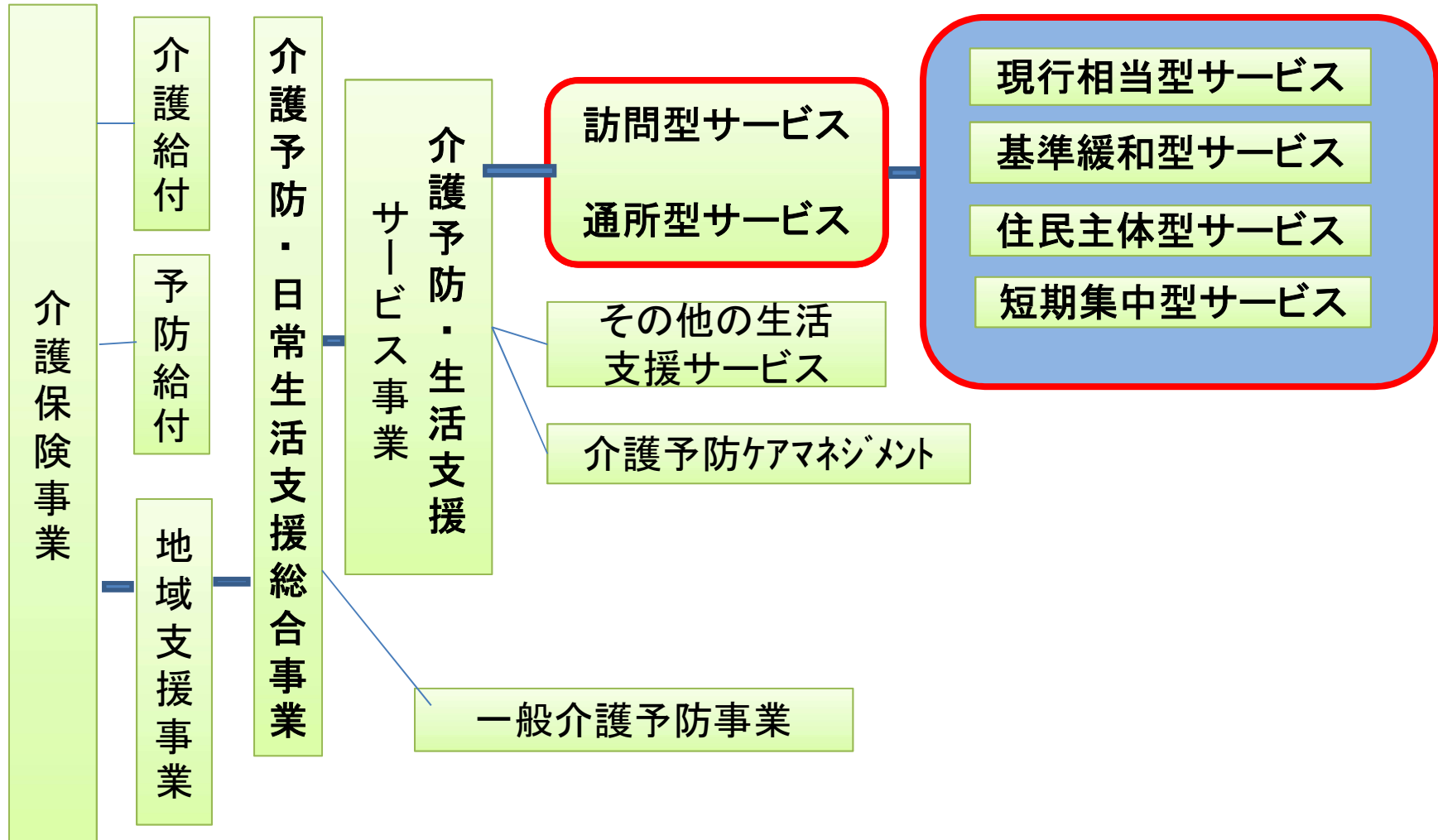
地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



2 羽咋市が実施するサービス事業について

事業の構成



実施するサービス事業

- 現行予防給付に相当するサービス、現行基準・単価水準を維持し、実施。
- 訪問型・通所型ともに、市独自に基準を緩和したサービス(サービスA)を実施。
- 直営で短期集中型サービスCとして実施予定。(秋頃)
- 住民主体支援活動に対する補助(通所サービスB)実施。(訪問サービスBは徐々に)
- 訪問型サービスD(移動支援サービス)実施。

	現行相当	サービスA (基準緩和)	サービスB (住民主体)	サービスC (短期集中)	サービスD
訪問型	◎ 現行基準を維持	◎ 人員基準を緩和	△ 地域の体制が整い次第(H29年中)	○ 秋頃までに実施予定	○ 地域の体制が整った所から
通所型	◎ 現行基準を維持	◎ 人員基準を緩和	○ 地域の体制が整った所から	○ 秋頃までに実施予定	

訪問型サービス

下線は、法令により順守

訪問型現行相当サービス(介護予防訪問介護相当)		訪問型サービスA(緩和基準)	訪問型サービスB(住民主体等)	
サービス事業の基準	人員	①管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※一部非常勤職員も可能。	①管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ②訪問介護員等 雇用者1人以上(支障がない場合は、兼務可能)その他は、有償ボランティアの雇用可能。(最低賃金保障) 【資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者・一定の研修受講者(市介護予防ボランティア養成講座修了者含む)、又は同一事業所において3年以上の介護職の実務経験のある者】 ③訪問事業責任者 従事者のうち1人以上必要数 【資格要件：従事者に同じ】 ※有資格者は最低2人以上、それ以外は有償ボランティアでも可能	①責任者 1人以上 ②従事者 必要数 【資格要件：なし】 ※介護予防ボランティア養成講座修了者等研修を受けた人が望ましい ※コーディネーター1人設置(兼務可能)
	設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品 (※現行の介護予防訪問介護と同じ)	①事業の運営に必要な広さを有するの区画(共有可) ②必要な設備・備品 (※現行の介護予防訪問介護と同じ)	①事業の運営に必要な広さを有する区画 ②必要な設備・備品
	運営	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①運営規程等(生活援助に限る)の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②秘密保持等 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供 等
	事務	⑦個別サービス計画の作成	⑦必要に応じ、個別サービス計画の作成	⑤簡略化した独自の統一様式(報告書と介護予防手帳活用)
対象者	①既利用者で給付サービスの継続利用が必要な人 ②身体介護が必要な人 ③退院直後等で状態が変化しやすく、観察や状態に応じた支援が必要の人 ④心疾患や呼吸器疾患等により日常生活に支障があり、専門的なサービスが必要な人 ⑤認知機能の低下が見込まれ、日常生活に支障を生じる可能性がある人 ⑥医療的ケアが必要な人	①身体介護までは必要ないが、家事等の生活援助が必要な人 ※必ずしも専門的サービスが必要でない人	①独居高齢者や高齢者夫婦世帯などに対する地域における見守りや生活支援が必要な人	
サービス内容	ホームヘルパーの訪問による身体介護、生活援助 1回45分～60分程度 *身体介護と生活援助の区分なし *乗車や降車等の介助は利用不可 身体介護に加えて、訪問介護員による20分未満の生活援助等(短時間) (例)・シャワー入浴の見守り・近隣の買い物同行 ・調理の下ごしらえ	生活援助等 1回45分～60分程度 (例)・調理、掃除等やその一部介助 ・ゴミの分別やゴミ出し ・重い物の買い物代行や同行 従事者による20分未満の生活援助等(短時間) 最高60分まで	住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う生活援助等 (例)・布団干し、階段の掃除 ・買い物代行や調理、ゴミ出し ・電球の交換、代筆(契約関係は除く) ・話し相手、安否確認等	
限度額管理	限度額管理対象・国保連で管理	限度額管理対象・国保連で管理	なし	
事業者への支払い	国保連合会経由で審査・支払	国保連合会経由で審査・支払	前期・後期2回に分けて前払(半期報告書提出、年1回基本チェックリス	
実施方法	事業者指定	事業者指定	補助	
開始予定	平成29年4月	平成29年4月～	平成29年中(体制が整い次第)	

※基準緩和型について既存事業所が同一施設内実施の場合、定員内であれば人員は兼務可

通所型サービス

下線は、法令により順守すべき事項

		通所型現行相当サービス(介護予防通所介護相当)	通所型サービスA(緩和基準)	通所型サービスB(住民主体等)	複合型サービス(サービスB)
サービス事業の基準	人員	①管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ②生活相談員等 専従1人以上(1人以上は常勤) ③看護職員 専従1人以上(1人以上は常勤) ④介護職員 専従1人以上 15人～：利用者1人につき専従0.2人以上 ⑤機能訓練指導員 1人以上	①管理者 専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ②従事者 専従1人以上 15人～：利用者1人に必要数 ※単独型の場合は、専従1人以上必要 ※一体型の場合は、支障がない場合で国の基準を満たす場合、兼務可能 ※有資格者は最低1人以上、それ以外は有償ボランティアでも可能(市の介護予防サポーター修了者を含む)	①責任者 1人以上 ②従事者 必要数 【資格要件：なし】 ※介護予防ボランティア養成講座修了者等研修を受けた人が望ましい ※コーディネーター1人設置(兼務可能)	①責任者 1人以上 ②事業者専門職 1人以上 ③従事者 必要数 【資格要件：なし】 ※一定の養成講座等修了者が望ましい ※コーディネーター1人設置(兼務可能)
	設備	①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	①サービス提供に必要な場所(3㎡×利用定員以上) ②必要な設備・備品	①事業の運営に必要な広さを有する区画 ②必要な設備・備品	①事業の運営に必要な広さを有する区画 ②必要な設備・備品
	運営	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②秘密保持等 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②秘密保持等 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供 等
	事務	⑦個別サービス計画の作成	⑦必要に応じ、個別サービス計画の作成	⑤簡略化した独自の統一様式(報告書と介護予防手帳活用)	⑤簡略化した独自の統一様式、介護予防手帳の活用
対象者	①既利用者で給付サービスの継続利用が必要な人 ②食事・排泄・入浴・移動時等に状況確認や助言が必要な人 ③退院直後等で状態が変化しやすく、観察や状態に応じた支援が必要な人 ④心疾患や呼吸器疾患等により、日常生活に支障があり専門的サービスが必要な人 ⑤認知機能の低下が見込まれ、日常生活に支障を生じる可能性がある人 ⑥医療的ケアが必要な人	①身体機能や社会的機能の維持、向上が必要な人	①独居高齢者や高齢者夫婦世帯などに対する地域における見守りや生活支援が必要な人 ※要支援者又は事業対象者が3割以上占めること	①独居高齢者や高齢者夫婦世帯などに対する地域における見守りや生活支援が必要な人 ②社会的機能の維持、向上が必要な人 ※サービスA型とB型併用 ※要支援者又は事業対象者が3割以上占めること	
サービス内容	通所介護と同様のサービス内容 ※送迎、入浴あり 1日 3～9時間 ・生活機能の向上のための機能訓練 ・身体機能の向上のための機能訓練 ・調理や掃除、洗濯等の生活機能向上のためのトレーニング	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する事業 1日 概ね5時間以上 半日 概ね3時間以上 (例)ミニデイサービス ・運動、レクリエーション等活動 ・生活支援の援助 ・入浴可能も見守り程度で介助なし、施設の考えで入浴料設定	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会、サロン、会食 等 ・週1回以上開催(1回概ね2時間以上) ※食事や送迎は必要に応じて	事業所 ①住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくりの支援と企画運営補助 団体 ②閉じこもり予防や自立支援に向けた事業 ・週1回以上開催(1回概ね2時間以上) ※食事や送迎は必要に応じて	
限度額管理	限度額管理対象・国保連で管理	限度額管理対象・国保連で管理	なし	なし	
事業者への支払い	国保連協会経由で審査・支払	国保連協会経由で審査・支払	前期・後期2回に分けて前払(半期報告書提出、年1回基本チェックリスト実施)	前期・後期2回に分けて前払(半期報告書提出、年1回基本チェックリスト実施)	
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助	補助(モデル地区3か所/年度)	
開始予定	平成29年4月	平成29年4月	平成29年4月(体制が整った団体から)	平成29年4月(体制が整い次第)	

※基準緩和和空について既存事業所が同一施設内実施の場合、定員内であれば人員は兼務可

短期集中型サービス

下線は、法令により順守すべき事項

		訪問型サービスC	通所型サービスC	通所型サービスC第2案(事業所実施できるまで)
サービス事業の基準	人員	①従事者 必要数 理学療法士、作業療法士、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等	①従事者 必要数 理学療法士、作業療法士、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等	①従事者 必要数 理学療法士、作業療法士、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等
	設備	①事業の運営に必要な広さを有する区画 ②必要な設備・備品	①サービス提供に必要な場所(3㎡×利用定員以上) ②必要な設備・備品	①サービス提供に必要な場所を市で提供 ②必要な設備・備品
	運営	①運営規程等(生活援助に限る)の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等 ⑤事故発生時の対応
	事務	⑦個別サービス計画の作成	⑦個別サービス計画の作成	⑦個別サービス計画の作成
対象者	○体力の改善に向けた支援が必要な人で屋内歩行が不安定な人 ○健康管理の維持・改善が必要な人 ○閉じこもりに対する支援が必要な人 ○日常生活動作(ADL)や手段的日常生活活動(IADL)の改善に向けた支援が必要な人	①体力の改善に向けた支援が必要な人 ②ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な人 ③疾病等による健康管理の維持、改善が必要な人 ※改善意欲が高い人	①体力の改善に向けた支援が必要な人 ②ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な人 ③疾病等による健康管理の維持、改善が必要な人 ※改善意欲が高い人	
サービス内容	○筋力体力維持のために自宅で、できるプログラムを作成し、実施方法等の助言・指導 ○日常生活動作の機能向上及び維持のための助言・指導 ○栄養管理に関する指導等 ○口腔内の清掃、摂食、嚥下機能に関する指導 ※3～6か月の短期で実施 1回あたり60分程度	○生活機能維持、向上のために ・運動器機能向上プログラム (ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動) ・栄養改善プログラム ・口腔機能向上プログラム (個別プログラム) ※3～6か月の短期で実施 1回 90分以上、送迎あり	○生活機能維持、向上のために ・運動器機能向上プログラム (ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動) ・栄養改善プログラム ・口腔機能向上プログラム (個別プログラム) ※3～6か月の短期で実施 必要あれば訪問もセットで 1回 90分以上、送迎は他事業所に委託	
限度額管理	なし	なし	なし	
事業者への支払い	報告書を基に支払	報告書を基に支払	派遣事業所に毎月支払い	
実施方法	直営/委託	委託	直営	
開始予定	平成29年中	検討中(H30年～)	平成29年中(できれば秋までに)	

訪問型サービスD

種別	訪問型サービスD
内容	通所型サービスB、通所型サービスC、訪問型Bにおいて、その送迎を別主体で実施する
対象者	①通所型サービスB、通所型サービスC、訪問型サービスBの利用者 ②要支援、事業対象者で、買い物や通院支援が必要とする方 ③ケアマネジメントの結果、送迎が必要とする方 (例 家族の協力得られない、アセスメントで必要性判断有 等) 上記全ての要件を満たす人
対象経費	移送前後の生活支援であり、移送に関する直接経費は対象とならず、間接経費のみが対象となる。
実施方法	間接経費の補助
提供者	福祉有償運送登録事業者、社会福祉法人、タクシー事業者
送迎車両	受託者の所有車両
利用者負担	受託者団体の判断で料金設定可

報告書類関係

住民主体通所型サービスB報告書

年 月	平成 年 月 分	サービス提供 時間帯	: ~ :
スタッフ	責任者	コーディネーター	
	従事者		
利用者数 利用者 氏 名	名	【利用者氏名】 (別紙名簿参照)	

プログラム	送迎	具体内容	主な担当者職・氏名
8:30			
9:00	サービス提供開始		
10:00	〇〇〇〇〇〇〇〇		
11:00	△△△△△△△△		
12:00	サービス提供終了		

【特記事項】

サービス提供を中止した利用者 (氏名: _____ 理由 _____)

記録者	(氏名)	
備考		責任者確認印

報告書類関係

基本チェックリスト

No.	質問項目	回答		合計得点
1	バスや電車、車、自転車で1人で外出していますか	はい	いいえ	日常生活 動作 /5
2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ	運動機能 /5
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ	/5
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ	
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ	栄養状態
12	身長____cm 体重____kg BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当	18.5 未満	いいえ	/2
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ	口腔機能
14	お茶や汁物でむせることがありますか	はい	いいえ	/3
15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	閉じこもり /2
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ	物忘れ /3
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ	
20	今日が何月何日かわからないときがありますか	はい	いいえ	/20 こころ
No. 1～20の合計				
21	(ここ2週間ずっと)毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ	/5
22	(ここ2週間ずっと)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ	
23	(ここ2週間ずっと)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ	
24	(ここ2週間ずっと)自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ	
25	(ここ2週間ずっと)わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ	
26	家族構成で該当するものに○をつけてください 一人暮らし 夫婦二人暮らし その他			
27	現在、からだで都合の悪いところがあればカッコ内に記入してください ()			
28	現在、健康づくりとして取り組んでいることがあればカッコ内に記入してください ()			

支給限度額・利用者負担割合について

- 総合事業サービス分と、予防給付サービス分を合わせて給付管理が行われる。支給限度額、下記の通り。

	支給限度額	備 考
要支援1	5,003単位／月	
要支援2	10,473単位／月	
事業対象者	5,003単位／月	要支援1の限度額を原則とするが、利用者状況から特に要支援1限度額を超える量サービスが必要とされた場合には、要支援2限度額まで範囲で利用を可とする。 (地域包括支援センターと相談)

- 利用者負担割合は、予防給付と同じ、1割負担、また2割負担(一定以上所得者)

3 必要となる事務について

円滑な移行に向けて

- 総合事業開始日の前日(=平成29年3月31日)において要支援認定を受けている利用者については、認定期間満了日まで予防給付のサービスを利用することが可能。要支援認定の有効期間は最長1年なので、総合事業開始から1年で全ての要支援者が総合事業に移行する。

4/1

5/1

6/1

7/1

H29. 3. 31 以前からの 継続者	要介護認定有効期限→	総合事業のサービス		
	予防給付			
	4/1以降の新規相談→	総合事業のサービス		

総合事業のサービス提供にあたり必要なもの

■作成・変更等が必要なもの

運営規程、契約書、重要事項説明書、料金表等

- 運営規程については、事業者が当該事業を開始する時期(みなし指定事業所については、平成30年3月1日)までに作成・変更してください。
- 契約書、重要事項説明書、料金表等、利用者個人と取り交わすものについては、当該利用者が総合事業のサービスを開始するときに合わせて作成・変更してください。
- 総合事業は市町村ごとに実施するため、他市の被保険者にサービスを提供する場合は、当該他市の状況を確認してください。
市によってサービス名称やサービス内容、サービス単価が異なる場合があるので、運営規程等を作成する際は注意が必要となります。

総合事業のサービス提供にあたり必要なもの

■運営規程

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業を実施する場合、運営規程の作成が必要です。

なお、既存の訪問介護又は通所介護の運営規程を変更した場合は、変更届が必要です。

総合事業のサービス提供にあたり必要なもの

■ 契約書および重要事項説明書

新たに作成し取り交わす方法のほか、変更点等を記載した書類を作成して、双方で確認（押印等）する方法も考えられます。

■ 料金表

契約書や重要事項説明書に記載のある料金表のほか、事業所内に掲示している料金表がある場合など、料金表の変更等が必要となります。

総合事業開始に伴う定款変更について

総合事業を実施する事業所を運営する各法人におかれましては、事業の根拠として定款への記載が必要となる場合がありますので、必要な手続きをお願いします。

総合事業の記載に伴う定款の変更による変更届出書の提出は不要です。

対象

総合事業を実施する事業所（みなし指定を含む）を運営する法人

定款の記載例

「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」

又は

「介護保険法に基づく第一号訪問事業」「介護保険法に基づく第一号通所事業」等

(みなし指定事業所については、平成30年3月1日までに作成・変更してください。)

現在定款中に下記の文言が記載されている場合は総合事業の内容も含まれることとなりますので、今回の総合事業の開始に伴い新たに定款の変更は不要です。

「老人居宅介護等事業」⇒「第一号訪問事業」を含む

「老人デイサービス事業」又は「老人デイサービスセンター」⇒「第一号通所事業」を含む

なお、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人におかれましては定款変更の前にそれぞれの所管部署に必ず確認いただきますようお願いいたします。

みなし指定について

平成27年3月31日において「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の指定を受けていた事業者について、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、総合事業の「みなし指定」を行った。（希望しない旨の申出があった事業所を除く。）

- 移行時に、総合事業の指定申請をしなくても、現行予防給付相当の訪問型／通所サービス（みなしサービス）が提供可能。
（みなし指定は全国で有効となるので、他市被保険者に対しても現行相当サービスが提供可能。）
- サービスコードは、A1・A5（全国共通）。

平成27年4月1日以降に新規に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所は、総合事業の現行相当サービスを提供するためには、新規に指定申請を行う必要あり。

- サービスコードは、A2・A6（コード表は、羽咋市が作成）

総合事業の指定について

(1) 現行相当サービス

● 指定申請不要

みなし指定を受けている事業所

(平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けていた事業所。平成27年4月1日付で指定通知を送付済)

● 指定申請が必要

みなし指定を受けていない事業所

(平成27年4月1日から指定を受けた事業所又はみなし指定を辞退した事業所)

(2) 緩和した基準によるサービス

● 指定申請が必要

実施を希望する全ての事業所

総合事業の指定申請について

毎月1日～15日(15日が閉庁日の場合は前倒しになります。)に申請を受け付け、翌月1日の指定となります。

- (1) 介護予防訪問型サービス・介護予防通所型サービス
(現行相当サービス)

平成29年4月1日から事業を開始する場合

受付期間→ 平成29年3月1日(水)～平成29年3月15日(水)

- (2) 介護予防生活支援サービス(緩和した基準によるサービス)

平成29年4月1日から事業を開始する場合

受付期間→ 平成29年3月1日(水)～平成28年3月15日(水)

今後の予定

2月下旬～

- ・指定申請書類
- ・コード表
- ・複合型サービス申請書類等
- ・運営規定変更例
- ・重要事項説明書、契約書変更例 など

順次ホームページで公表